

表彰規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 老人クラブの育成発展に功績のあった者または団体に対し、本会会長が表彰し、又は感謝の意を表し、もしくは活動賞を贈呈しようとするときはこの規程による。

第2章 表彰

(表彰の対象)

第2条 本会会長の表彰は、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 老人クラブ育成功労表彰
- (2) 優良老人クラブ表彰
- (3) 優良郡市区町村老人クラブ連合会表彰
- (4) 永年勤続表彰

2 前項に規定する対象のうち、次の各号の一に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 過去に本会会長から前項第1号及び第4号に規定する表彰を受けた者。
- (2) 過去に本会会長から前項第2号及び第3号に規定する表彰を受けた団体で、その受章後10年以上経過していないもの。
- (3) 老人クラブの功績の故をもって厚生労働大臣表彰を受けた者及び団体。

(老人クラブ育成功労表彰の資格)

第3条 老人クラブ育成功労表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会の役員又は役員経験者であること。
- (2) 役員としての在職期間が、都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会役員等で5年以上あること。ただし、在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。
- (3) 既往において都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会会長又は、都道府県・政令指定都市の知事、市長もしくは社会福祉協議会会長から、老人クラブについての功績顕著の故をもって表彰された者。
- (4) 前号に規定する資格を満たし、郡市区町村老人クラブ連合会役員又は都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会講師等としての活動が5年以上で、功績が特に顕著な者。

(優良老人クラブ表彰の資格)

第4条 設立10年以上の老人クラブであって、その活動が優秀で他の範とするに足ると認められるもの。

2 前項により過去に表彰を受けた老人クラブにおいて、その受章後10年以上経過した場合は、再表彰することができる。

(優良郡市区町村老人クラブ連合会表彰の資格)

第5条 設立10年以上の郡市区町村老人クラブ連合会であって、その活動が優秀で他の範とするに足ると認められるもの。

2 前項により過去に表彰を受けた郡市区町村老人クラブ連合会において、その受章後10年以上経過した場合は、再表彰することができる。

(永年勤続表彰の資格)

第6条 老人クラブ連合会の職員として在職期間が通算して15年以上の者。

(表彰の時期)

第7条 この規程による表彰は、全国老人クラブ大会が開催される年次においては、同大会でこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず本会会長が必要と認めたときは、随時「特別表彰」をおこなうことができる。

(表彰の数)

第8条 都道府県・政令指定都市別の表彰の数については、本会会長が別に定める。

第3章 感 謝

(感謝の対象)

第9条 本会会長が感謝の意を表するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 全国視野にたって事業等を行い、その功績が顕著であり、推賞すべき内容であるもの。
- (2) 本会が行う事業等に協力、援助し、その功績が顕著な個人及び団体並びに企業。
- (3) その他、本会会長が特に必要と認める推奨すべき内容であるもの。

(感謝の方法)

第10条 感謝は本会会長名で感謝状等を該当する者に贈呈して、これをおこなう。

第4章 活動賞

(活動賞の対象)

第11条 本会会長は、老人クラブ活動の各部門において、他の範とするに足る先進的活動を行う老人クラブ及び地区老人クラブ連合会並びに郡市区町村老人クラブ連合会に活動賞を贈呈することができる。

(贈呈の方法)

第12条 活動賞は該当する前条の団体に対し、本会会長名で賞状を贈呈して、これをおこなう。活動賞の部門及び推薦基準については、会長が別に定める。

第5章 推薦及び審査等

(候補者の推薦)

第13条 都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会会長は、この規程に定める表彰及び感謝又は活動賞に該当する個人及び団体を候補者として本会会長に推薦することができる。

2 本会会長は、前項の規定にかかわらず、その候補者を推薦することができる。

(審査)

第14条 表彰及び感謝並びに活動賞の審査は、理事会の承認を得て会長が選任する表彰審査委員会において行う。

2 表彰審査委員会に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、公益財団法人全国老人クラブ連合会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
2. この規程は平成26年4月1日より施行する。（平成26年6月18日 一部改正）
3. この規程は、平成28年4月1日から施行する。（平成28年6月18日 一部改正）